

平成 20 年度

航路標識整備事業予算配分概要

目 次

I.	平成 20 年度航路標識整備事業予算配分方針	1
II.	平成 20 年度予算配分総括表	2
III.	事業別概要	3
IV.	配分箇所の具体事例	4

平成 20 年 4 月
海上保安庁

I. 平成20年度航路標識整備事業予算配分方針

平成20年度航路標識整備事業予算については、「船舶交通の安全と船舶運航能率の増進」を目的とする航路標識整備事業に対する社会のニーズについて、必要性、経済性等を総合的に勘案のうえ、「経済財政改革の基本方針2007」及び「海洋基本法」において講ずるべきとしている基本的施策の考え方へ沿った重点分野に施策を集中し、併せて既存ストックの活用等によるコスト縮減を図ることにより効率かつ効果的な整備を行います。

【重点課題】

国民が安全で安心して暮らせる社会の実現（生活における安全・安心の確保）

※ 四方を海に囲まれた我が国は、経済の発展及び生活の安定に必要な資源・エネルギー、食料、工業製品、生活用品のほとんどを海上輸送に依存しており、国内輸送においても4割を海上輸送が支えている。また、我が国は、漁業活動においても世界有数の水産国であり、大小様々な漁船が沿岸域において活動を行っている。

このため、災害に強い航路標識とするための整備等を行い、効率的で安定した海上交通の構築とその安全確保を図ることにより、国民の安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することとする。

【重点施策】

(1) AISを活用した次世代型航行支援システムの整備

船舶交通の安全性及び海上輸送の効率性向上を図るため、船舶の位置、速力、針路等の諸情報が船舶との間で自動的に交換可能となるAIS（船舶自動識別装置）を活用した次世代型航行支援システムを南九州から南西諸島までの沿岸海域等に約12億円の事業費を配分し整備します。

(2) ふくそう海域における航路標識等の高度化整備

船舶交通の安全性及び海上輸送の効率性向上を図るため、航路標識の視認性・識別性等の向上が可能な灯浮標を浮体式灯標に変換する高度化整備等をふくそう海域において約25億円の事業費を配分して行います。

(3) 航路標識の省エネ・エコロジー化

信頼性を高め災害に強い航路標識とするため、航路標識の電源を商用電源から太陽光発電等のクリーンエネルギーに変更し、船舶交通の安全を確保するための整備に約9億円の事業費を配分します。

なお、本整備は、信頼性向上のほか、商用電源を使用しないことから、二酸化炭素排出量の削減が図られ、地球温暖化防止にも寄与します。

(4) 航路標識の機能維持（防災・安全対策）

大規模地震や台風、発達した低気圧の通過等による航路標識の倒壊や流出などの標識機能の滅失を防止するため、標識等の波浪対策、耐震補強整備を行い、航路標識における防災・安全対策を推進することとし、約7億円の事業費を配分します。

II. 平成20年度予算配分総括表

[事業費]

(単位：百万円)

区分	配分対象額			倍率 (B/A)	配分額			未計画額	備考			
	前年度(A)	20年度			本省配分	一括配分	計(B)					
		本省配分	一括配分									
航路標識整備事業	5,269	5,253	0	5,253	0.997	5,253	0	5,253	0			
直轄	5,269	5,253	0	5,253	0.997	5,253	0	5,253	0			
補助	0	0	0	0	—	0	0	0	0			
計	5,269	5,253	0	5,253	0.997	5,253	0	5,253	0			
直轄	5,269	5,253	0	5,253	0.997	5,253	0	5,253	0			
補助	0	0	0	0	—	0	0	0	0			
保留額	—	0	0	0	—	0	0	0	0			
合計	5,269	5,253	0	5,253	0.997	5,253	0	5,253	0			

(注) 1. 事業費で作成すること。

2. 倍率は小数点第3位までとする（小数点第4位を四捨五入、以下の様式同じ）。

3. 前年度は19'当初配分額とすること。

*記者発表用

[事業費]

(単位：百万円)

区分	直 輄			補 助			計			備 考
	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	
航路標識整備事業	5,253	0	5,253	0	0	0	5,253	0	5,253	
合 計	5,253	0	5,253	0	0	0	5,253	0	5,253	

III. 事業別概要

航路標識整備事業

380 箇所

四方を海に囲まれた我が国は、経済の発展及び生活の安定に必要な資源・エネルギー、食料、工業製品、生活用品の殆どを海上輸送に依存しており、国内輸送においても4割を海上輸送が支えている。

また、我が国は、漁業活動においても世界有数の水産国であり、大小様々な漁船が沿岸域において活動を行っている。

このため、航路標識の信頼性を高め災害に強いものとするための整備等を行い、効率的で安定した海上交通の構築とその安全確保を図ることにより、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することとする。

(1) AISを活用した次世代型航行支援システムの整備

12 箇所

我が国沿岸海域及び主要港湾において、船舶の位置、速力、進路等の諸情報が船舶局間及び船舶局と陸上局間で、高速度で交換可能となるAISを活用した次世代型航行支援システム（陸上局、情報管理装置、運用卓等）の整備を行い、沿岸海域等におけるAIS搭載船舶の動静を的確に把握し、これら船舶の安全航行に必要な個別の注意喚起や各種情報の提供を効果的かつ効率的に行うことにより、安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出を図る。

- ・南九州から南西諸島までの沿岸海域をカバーするAIS陸上局の整備等

(2) ふくそう海域における航路標識等の高度化整備

120 箇所

巨大船、危険物積載船、あるいは外国船舶が多数通航する海域において、航行船舶の指標となる航路標識等の視認性、識別性を向上させるとともに、船舶の航行安全に必要な潮流、気象、海象情報の充実強化を図るなどの高度化整備を行い、船舶交通の安全の確保と運行能率の向上を図る。

- ・航路側端を直線標示するための浮体式灯標化
- ・来島海峡潮流信号所の信号方式統一（電光文字方式化）等

(3) 航路標識の省エネ・エコロジー化

150 箇所

航路標識は、その性質上、岬の先端や防波堤の先端など人家から離れた場所に設置されているため長距離で、かつ単独の配電線路によって商用電源を供給している。このため台風などの自然災害により配電線路が被害を受ける蓋然性が高まるほか、被害を受けた場合の復旧に時間を要することとなり、そのような状況となった場合航路標識の機能が維持できず、船舶交通の安全が確保できない状態となる。

このため、航路標識の電源を商用電源から太陽光発電に変更することにより、航路標識の信頼性向上を図り災害に強い航路標識とすることにより船舶交通の安全確保を図る。

また、本整備は、信頼性向上のほか、商用電源を使用しないものとなることから、二酸化炭素排出量の削減が図られ、地球温暖化防止にも寄与するものとなる。

- ・光源を電力効率の良いLED等に変更
- ・商用電源から太陽光発電へ移行

(4) 航路標識の機能維持（防災・安全対策）

98 箇所

大規模地震や台風、発達した低気圧の通過等による航路標識の倒壊や流出などの標識機能の滅失を防止するため、標識等の波浪対策、耐震補強整備を行い、航路標識における防災・安全対策の推進を図る。

- ・外洋に面した航路標識施設の波浪対策整備

IV. 配分箇所の具体的な事例

国民の安全・安心の確保

1 AIS(船舶自動識別装置)を活用した次世代型航行支援システムの整備

都道府県名	箇所名	配分額	事業概要
鹿児島	鹿児島港航路標識整備事業	331 百万円	<p>事業内容等 規模 南九州沿岸海域及び鹿児島港におけるAISを活用した次世代型航行支援システムの整備</p> <p>完成時期 平成20年度末</p> <p>緊急性 SOLAS条約を受け、我が国においても平成20年7月までに一定以上の船舶にAIS搭載が義務付けられたことを踏まえ、海難発生の蓋然性が高い主要港湾及び沿岸海域において、このAISを活用した次世代型航行支援システムを整備し、これら海上交通路における海難の未然防止等を図ることが急務である。このため、平成18年度までに整備を完了した東京湾などの船舶交通が特にふくそう海域に引き続き、平成19年度及び平成20年度の2か年でその他の沿岸海域における整備を実施することとしており、平成20年度においては、鹿児島港及び南西諸島海域等における整備を行うこととしている。</p> <p>効果 AISを活用した次世代型航行支援システムの的確な運用により、船舶交通の更なる安全確保と運航能率の向上が図られ、その結果、地方都市の国際競争力を高め、国際交流・物流機能が確保されることにより、海上輸送の活性化につながり海運及び海運関連サービス分野において民間需要・雇用創出が見込まれる。</p>

国民の安全・安心の確保

2 ふくそう海域における航路標識等の高度化整備

都道府県名	箇所名	配分額 百万円	事業概要
神奈川県	東京湾中ノ瀬西方航路標識整備事業	93	<p>事業内容等</p> <p>規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京湾中ノ瀬西方第一号灯浮標 高規格化(浮体式灯標化) ・ 東京湾中ノ瀬西方第二号灯浮標 高規格化(浮体式灯標化) ・ 東京湾中ノ瀬西方第三号灯浮標 高規格化(浮体式灯標化) <p>完成時期</p> <p>平成20年度末</p> <p>緊急性</p> <p>大都市圏の国際港湾及びそれらに接続するふくそう海域においては、船舶の大型化・高速化の進展、背景光の増大による航路標識の見落とし・誤認により、乗揚・衝突等海難発生の蓋然性が高まっている。</p> <p>ふくそう海域での海難発生は、人命、経済、環境に甚大な損害を及ぼすこととなるため、これらふくそう海域において、航路標識等の高度化整備を行い、多様化、複雑化する船舶交通の流れを円滑化させ、乗揚・衝突海難の未然防止等を図ることが急務である。</p> <p>効果</p> <p>航路標識等の高度化整備により、船舶の安全確保と運航能率の向上が図られ、その結果、大都市圏における国際港湾の機能強化による海上物流分野における国際競争力を高め、国際交流・物流機能が確保されることにより、海上輸送の活性化につながり、海運及び海運関連サービス分野において、民間需要・雇用創出が見込まれる。</p>

国民の安全・安心の確保

3 航路標識の省エネ・エコロジー化

都道府県名	箇所名	配分額	事業概要
北海道	知床岬航路標識整備事業	103 百万円	<p>事業内容等</p> <p>規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知床岬航路標識整備事業 <p>施設名：知床岬灯台</p> <p>発動発電機（自家発電装置）の解消 [太陽光発電システムの整備]</p> <p>完成時期</p> <p>平成20年度末</p> <p>緊急性</p> <p>航路標識は、岬の先端や防波堤の先端などに設置されているため、配電線路や自家用発電装置（以下「配電線路等」という。）によって電力を供給しているが、台風などの自然災害によって配電線路等が被害を受けた場合には復旧に時間を要する場合があり、その間、航路標識の機能が維持できず、船舶交通の安全が確保できない状態となる。</p> <p>このため、災害に強い航路標識とするため、航路標識の電源を配電線路等を使用したものから太陽光発電（クリーンエネルギー）に変更することにより航路標識の信頼性向上を図り、異常気象時においても船舶の安全航行に必要不可欠である航路標識の機能を安定して確保する。</p> <p>効果</p> <p>異常気象時における標識機能確保が図られ、より一層の海難防止効果向上が見込まれる。</p> <p>また、航路標識電源のクリーンエネルギー化は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量削減にも効果があることから、地球環境の保全に貢献するとともに、国自らが環境負荷低減を図ることで技術開発が促進され、クリーンエネルギー関連産業が活性化することから、当該分野における民間需要・雇用創出が見込まれる。</p>

国民の安全・安心の確保

4 航路標識の機能維持(防災・安全対策)

都道府県名	箇所名	配分額	事業概要
鹿児島県	臥蛇島航路標識整備事業	22 百万円	<p>事業内容等</p> <p>規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臥蛇島航路標識整備事業 <p>施設名：臥蛇島灯台</p> <p>信頼性確保(災害に強い光源機器への代替)</p> <p>完成時期</p> <p>平成20年度末</p> <p>緊急性</p> <p>航路標識は、海上輸送等に従事する船舶の安全確保と運航能率の増進を図ることを目的としたものであるが、これら航路標識の多くは岬の突端、防波堤の先端、海上等の自然環境の厳しい場所に設置されている。</p> <p>このため、航路標識の施設・機器等で老朽が著しく消灯等の事故が発生する可能性が高いものについては、緊急にそれら老朽施設・機器の更新等を行う必要がある。</p> <p>効果</p> <p>航路標識機能の安定を確保することにより、船舶交通の安全と運航能率が確保され、海上物流、漁業活動等の安全性と効率性が保たれることとなり、水産事業又は海運事業の安定した活動が保たれる。</p>